

「要綱案」に対する意見

全国被害者支援ネットワーク 清野 功

- 1 いわゆる一方通行の逆走等は、歩行者を含めた道路を利用する者にとって極めて危険な運転行為であり、「重大な交通の危険を生じさせる速度」でこうした運転をしたことによって発生させた交通死傷事犯については、危険運転致死傷罪を適用するとする要綱案「一」に賛成する。
- 2 アルコール、薬物、または病気の影響により、正常な運転に支障が生ずるおそれのある状態で自動車を運転する形態は、危険な行為であるというのが今日の常識であると認識する。「正常な運転が困難な状態で走行」と認定できない、すなわち危険運転致死傷が適用されない形態についても厳しく処罰すべきであり、中間的な規定を設ける要綱案「二」に賛成する。
- 3 いわゆる「逃げ得」については、被害者団体が強く法制を求めている。身勝手な行為に対する国民の批判も厳しいものと認識している。ひき逃げの形態のなかで、特に悪質な「運転時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度の発覚を免れる目的」の行為に限定して厳罰化を規定しようとするものであり、要綱案「三」に賛成する。
- 4 いわゆる無免許運転で事故を起こした者に対して厳しく処罰することは、法治国家として当然の処置だと認識しており、要綱案「四」に賛成する。

運転免許を保有しているということは、単に技能を有することに止まらず、関係法令を承知する必要性を伴い、また、社会規範に則った行動をとるという自覚を持つことにも結びつく。

今日の社会生活に欠かせない自動車は、扱いによっては凶器にもなる。免許を取得している者は、そうした自覚と責任を持って自動車を運転しているものと認識するが、免許を保有していない者には、それが期待できない。
- 5 その他
危険運転致死傷罪、あるいは要綱案「二」にある中間的な規定については立証の困難性を伴うものと承知するが、交通事件を立件される警察、検察におかれては、悲惨な交通事件が発生しないよう、悪質な運転行為による事件に対して厳罰規定を積極的に適用されるよう望みたい。